

産業建設委員協議会記録

開会年月日	令和6年6月3日
開会時刻	午前11時27分
閉会時刻	午後1時14分
出席委員名	◎福井輝夫 ○三野泰嗣 上村和生 北村 勝
	野口佳子 品川幸久 宿 典泰
	藤原清史 議長
欠席委員名	なし
署名者	—
担当書記	森田晃司
協議案件	1 高向小俣線ほか1線整備事業の三重県との協定等について
	2 宿泊税について《報告案件》
	3 流域関連伊勢市公共下水道全体計画の見直しについて《報告案件》
	4 令和6年能登半島地震被災地への職員派遣について《報告案件》
説明員	都市整備部長、都市整備部次長、都市整備部参事、基盤整備課長、
	産業観光部長、産業観光部参事、観光振興課長、上下水道部長、
	上下水道部次長、下水道建設課長、下水道建設課副参事、総務部長、
	総務部参事、環境生活部長、環境課長、危機管理部長、
危機管理課長、危機管理課副参事、その他関係参与	

協議経過

福井委員長が開会を宣告し、会議成立宣言の後、直ちに会議に入り、「高向小俣線ほか1線整備事業の三重県との協定等について」外3件を協議し、協議会を閉会した。

なお、詳細は以下のとおり。

開会 午前11時27分

◎福井輝夫委員長

それでは、ただいまから産業建設委員協議会を開会いたします。

本日の出席者は全員でありますので、会議は成立いたしております。

本日御協議願います案件は、配付の案件一覧のとおりであります。

議事の進め方につきましては、委員長に御一任願いたいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

◎福井輝夫委員長

御異議なしと認めます。そのように取り計らいをさせていただきます。

【高向小俣線ほか1線整備事業の三重県との協定等について】

◎福井輝夫委員長

それでは、「高向小俣線ほか1線整備事業の三重県との協定等について」を御協議願います。

当局からの説明をお願いいたします。

都市整備部長。

●荒木都市整備部長

本日は御多用のところ、産業建設委員会に引き続き、産業建設委員協議会を開催いただきまして、誠にありがとうございます。

本日の案件は、ただいま委員長から御案内のありましたとおり、「高向小俣線ほか1線整備事業の三重県との協定等について」の協議案件が1件と報告案件が3件でございます。

詳細につきましては担当部署から御説明申し上げますので、よろしくをお願いいたします。

◎福井輝夫委員長

基盤整備課長。

●見並基盤整備課長

それでは、「高向小俣線ほか1線整備事業の三重県との協定等について」御説明申し上げます。

産業建設委員協議会の資料1を御覧ください。

まず、1の「三重県への委託理由」でございますが、新たに架設する宮川橋につきまし

ては、専門的な知識と経験が必要であるため、高向小俣線の橋梁区間の地質調査、詳細設計及び工事を三重県に委託しているものでございます。

次に、2の宮川橋架け替え事業の「三重県との契約状況」でございますが、表の1番では、橋の整備に関して調査設計から工事完了までを委託する協定を令和2年3月に三重県と締結しており、2番については、橋梁の基礎工法等の変更に伴い、事業期間と事業費を変更する協定を令和4年9月に締結しております。

また、新たな橋は橋脚を10基築造いたしますが、右岸側から順にP1、P2と橋脚番号を決めており、表3番のP1、P2の橋梁下部工事を令和4年9月に、4番のP3からP5の橋梁下部工事を令和5年4月に受託事業契約を締結いたしました。5番は3番のP1、P2の橋梁下部工事を約380万円減額した受託事業の変更契約を令和5年9月に、6番は4番のP3からP5の橋梁下部工事を6億7,000万円減額した受託事業の変更契約を令和6年3月にそれぞれ締結し、現在も橋梁架け替え事業を進めているところでございます。

次に、3の「現状と今後の対応」についてでございます。

地方自治法第96条第1項第5号及び伊勢市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条では、議決が必要な基準を契約の金額及び種類が予定価格1億5,000万円以上の工事または製造の請負と規定しております。

このことから、先ほど御説明いたしました三重県との協定及び受託事業契約は委託契約であるため、議決が必要な契約に該当しないものと考えておりました。

しかしながら、法令では解釈しがたいところについて所管の行政機関が回答した事例集である行政実例によりますと、市が行うべき工事を県に委託する場合の契約も工事の請負に含むとされておりました。

このように議会の議決が必要であると解釈されている事例があることから、これまで三重県と契約してまいりました1番、2番の当初及び変更協定と3番、4番の当初の受託事業契約、6番の受託事業契約の変更を合わせた5つの契約につきまして、6月の市議会定例会に追認を求める議案を提出させていただきたいと考えております。

なお、5番の受託事業契約の変更につきましては、地方自治法第180条第1項に基づき、議決により指定された市長において専決処分することができる事項である契約金額の5%以内の軽微な変更であることから、3番の当初契約の議決が得られたならば、速やかに専決処分をいたしまして、改めて議会へ報告したいと考えております。また、1番、2番の全体協定に関しましては、今後の橋梁架け替え事業に要する費用について債務負担行為を設定しまして予算を提出したいと考えております。

最後に、このような事態を招いたことにつきまして、深くおわび申し上げます。

今後は事務手続のチェック体制の強化を含め、再発防止に万全を期すとともに、適正な事務処理に努めてまいります。

以上、「高向小俣線ほか1線整備事業の三重県との協定等について」御説明申し上げます。よろしくお願いたします。

◎福井輝夫委員長

ただいまの説明に対しまして御発言はありませんか。

宿委員。

○宿典泰委員

こういう事態も我々のほうはもう受託事業だということで、ちょっと内容が勉強不足ということもあって、許しておったわけなんですけれども、ちょっと私はこのことでどうかなと思うのは、1から4及び6を市議会のほうの6月定例会で議決をすると。こういう事態の話は、専決の話とはちょっと違う話なので、やっぱりそれを議決した後に、5%以内であっても議会へ、これは5番のことも含めてきちっとやったほうがいいと思うんですよ。

でないと、何か今まで問題があって、先延ばしされたことが今発覚をして、こういう状況になった以上、5番は5%以内かどうかということではなくて、やはり改めて議決をもらうということが僕は筋ではないかなと思うんですけど、ちょっと意見を聞かせてください。

◎福井輝夫委員長

基盤整備課長。

●見並基盤整備課長

5番の変更契約につきましては、5%未満の変更というところで専決処分に該当する案件というところで、追認の議決のほうから外させていただいておるところではございますけれども、行政実例等文書をいろいろ読みますと、市長に専決処分を議決で指定されている案件につきましては、議会の議決を得ていただいたとしても、それを効力を発揮しないというような記載もございますので、専決処分の事項は専決処分として処理させていただくというふうに考えております。以上でございます。

◎福井輝夫委員長

宿委員。

○宿典泰委員

それは、僕ちょっと道理が合わんのかなと思うんですけど、やはり全体的な話としては、これは受託事業は議会のほうの議決をもらわんとやったということに対して、問題のあることだけを期間がこんなはずれてしもたけれど、やろうかということについては、やっぱりきちとした形をしないといたほうがいいんじゃないですかね。私はそのことをこれから5%以内やけれども、やらないかんやないかということをつもりはないんですけど、ここの三重県との契約の状況ということで、橋梁がこうやってして出とる以上は、5%やもんでこれだけはよくて、あとは議会にかけるなんていうことは、ちょっとどうかなと思っておるんですけど、検討してもらったらどうですか、それは。議決した後に、6番の変更の契約の議案だけ出してもらったらいいと思うので、どうでしょうか。

◎福井輝夫委員長

総務部参事。

●中川総務部参事

すみません、失礼しました。

先ほど、ごめんなさい、課長から申し上げたとおりなんですけれども、まずもって手続を怠ったということについては、おわびをさせていただきたいと思います。

ただ、先ほど課長が申し上げましたように、逐条解説でも、ちょっと読ませてもらいますけれども、「適法に本条により」、180条ですけれども、「指定が行われた後において、当該指定された事項について議会が議決しても、それは無権限な議決であり無効である」と、こういうふうに解説がされております。

また、別の事例ですけれども、東京高裁の判決でも、そのような趣旨の判決、直接の文言ではないんですけれども、判事事項の一部として、そういう記述があるということを踏まえまして、このような処理をさせていただきたいというふうに考えております。

◎福井輝夫委員長

宿委員。

○宿典泰委員

判例があるということなら、それはもう重きに置いたらいいと思うんですけれども、今回の事態の中の令和5年9月11日に変更した分は5%以内でよかって、令和6年3月25日の分は、やはりこれ議会にかけやな、本当はいかんだんやということですよ。何か私は議会人としては、すごく矛盾を感じています。判例どうのこうのということは、それは何かの裁判にかかったやったもんだとは思いますが、今回のような流れの話というのは、やはり正規に戻すとすると、5%以内であろうがなかろうが、これ一体とした10基の橋脚の問題として捉えたら、その一部だけ5%以内の変更ですわということにはならんのとちゃうかなという、やはりこれは当局の姿勢の話やと思うんですよ。普通ならここに何か謝罪文が載つとるんかなと思ったら、そうではないので、これから頑張ってやりますわということだけで済むんかなということを非常に思うんですけれども、もう一度お答えください。

◎福井輝夫委員長

基盤整備課長。

●見並基盤整備課長

今回議決ということをお怠ったことについては、誠に申し訳なく思っておりますのでございます。

その中で、今回追認として上げさせていただき議案の3番の当初の受託契約事業の内容を審議していただいておりますところ、5番の内容につきましては、申し訳ないですけれども、軽微な変更というところで専決処分として取り扱いたいと考えておりますので、よろしくお願ひしたいと思います。

◎福井輝夫委員長

よろしいですか。

○宿典泰委員

いいも何もそういう態度やというんやで、そのようにしてもうたら、仕方ないわな。僕は、もうこんな事態やから、きちっとやってもうたほうがええんちゃうかというだけで。

◎福井輝夫委員長

都市整備部長。

●荒木都市整備部長

すみません。先ほど来、まずもって議会の手続を怠ったということについて深くおわび申し上げます。

今、伊勢市としての姿勢の話であったり、全体のこと、一緒のことではないんかというような御指摘もいただいたところではございますけれども、決して姿勢といいますか、今回のことは、特に5番がその必要ないからやらないんだという、そういう考えではないんですけれども、あくまで手続上の判例等を見まして、こういったことで判断させていただいておるところでございます。今回の手続を誤った、手続をしていなかったということについては、深くおわび申し上げたいと思います。以上です。

◎福井輝夫委員長

都市整備部長からありましたが、宿委員からのいろんな意見について、今回の部分について、さらに今後考えていくべきではないかというようなことではございましたが、それについては、今のところ、この現状でいきたいということになるかと思えます。

それについて、今後また進め方についていろいろ考慮していただくことが可能であれば、細かい最新の報告等についてしていただければいいかと思えますので、今後またよろしくお願ひしたいと思えます。

これについてほかに御意見ございませんか。

宿委員。

○宿典泰委員

これは、本来は事務局の人らが一生懸命汗かいて謝罪しとるけれども、議会へ出すというのは市長名で出すんでしょう、市長名で。だから市長名で全部出してなかったわけやわね。出してなかったけれど、5%以内やもんで市長の専決がということが、僕はあんまりしっくりせんなということなんですよ。だからこの案件については、全体としては、やはり議会へ全部かけた上でやってもらって、2つに分割するかどうかは別ですけども、そうしたほうがすっきりするんちゃうかなと、こう思っとるわけですよ。皆さん幾ら謝ってくれたって、そんな話じゃない。提案者は伊勢市長やと思うんですよ、違いますか。片方は市長の専決でというて、議会人としては何か納得せんですよ。それは判例があつてどうのこうのというんでしょう。でも、判例というのは、多分ね、5%以内かどうかの話にするかということで、積算のやり方や何やかやで実は訴えられて、それで、そういう判例

になつとるかも分からないので、一概に専決が云々の判例ではないと思うのさ、こういう事態のね。だから、今回の件はそういうことでしてもらったらどうかなと僕は思っておるだけで、いやいや、全然そういう気がないんやと言うんやったら、そのような市長の態度がそういうことなんやろなということだけですよ。

◎福井輝夫委員長

この件に関しまして先ほど、北村委員、ちょっと手が挙がりかけましたけれども、ありますか。

はい。

○北村勝委員

よろしいですか。

◎福井輝夫委員長

はい、どうぞ。

○北村勝委員

宿委員の言われることも、当然そういった部分も分かるんですけれども、私、やっぱり自治法にのっとして、今回の形の説明が事前にここまで来てしまったというのは、確かにやっぱりそういったところのまず逐条の解釈で過去の判例の中にあつたということで、気づいていただいて、それで今回こういう経緯になつたというのは、すごい理解できるわけなんです。当然、自治法にのっとして議会は議決をしていくということも、どこでどうするかというその基準というのは、やはりそれは大事なことから思う中で、今回ちょっと落ちたところというのは残念であつたなという中、今回それが分かつてもらつて、市長のということも分かるんですけれども、改めて議会のほうにこうやって諮つて議決を得るという経緯の中で、やっぱりそういう5%というところの中の判例があるということは私は尊重させていただいて、その年によって、これが変わるじゃない、前例になつて再確認させていただいて、これからこういう議決を同じような形で忘れることなく、そういった判例の下にのっとしてかけていただくということで、今回は今提案のあつたような形で議決に上げていただくということでいいのかなと思いますので、私は了としたいと思います。

◎福井輝夫委員長

品川委員。

○品川幸久委員

部長にお伺いしたいんですけれども、僕は宿委員の言われるとおりにやと思うんさ。もう実際済んでしまつとる話なんで、わざわざ切り分けて専決するよか、1つの工事の代金として、この部分が漏れとつた。その中でこの部分は、専決できる部分があるんやけどという一つの流れでやってもらうことがそんなに難しいんかなと。そうでしょう。

今からこれ問題あるでって、こんなもんおかしいやないかというて、工事やめよという

わけと違うでしょう。ただ、これは実際は議会のほうの議決事項に要ったけれども、それを自分らの認識で間違うとったんやというんやで、一つの案件としてずっと来て、出してもらったら、僕はそれでええと思うんですけどね。それを何かここだけかからへんもんで、ちょっと横へよけるというようなことをするから面倒くさいだけの話で、一つの問題なんやで、一つの問題を切り分けんと、一つの流れで出してもらう、そういうことが、幾ら行政実例がどうか知らんけれど、それが本当に今の伊勢市と同じことなんかの行政実例かどうか分かりませんし、そやで、別に議会で皆さんが分かかって、産建の中で、この中でこういうふうに議決をいただきたいということは、これ否決できへん話なんでね。

そやで、それはちゃんと丁寧に、実はこうこうなんでという一つのものとして出していたらどうか。それがそんなに難しいのかなと僕は思うんですけどね。わざわざそこだけ切り取って、こっちして、これはこうというてやる問題じゃないかなと僕は思うんですよ。

◎福井輝夫委員長
都市整備部長。

●荒木都市整備部長

おっしゃられるように、この1番から6番について一体のものでございます。事務上が面倒とか何とかとか、そういう難しいとか、そういうものでもございませぬ。当初、私ども、これ全部同じかなというふうに判断しておったところでもございました。

ただ、今、課長申し上げたように、実例とか、あと効力、議会との効力の話とか、いろいろ見て、それを基に判断すると、事務上はむしろ煩雑になってしまうんですけども、5番だけ追認を一旦外すというようなことに判断させていただいたところでございます。

ただ、先ほど来御意見をいただいたところでございますので、ちょっとここで、まだすぐその判断をしかねるところもございませぬので、改めて関係部署とも確認してまいりたいと思います。

○品川幸久委員
そうしてください。

◎福井輝夫委員長
総務部長。

●西山総務部長

重ねて御説明をちょっとさせていただきたいと思っております。

当市の案件が実例に該当するか否か、ちょっとまた改めて御説明には上がらなあかんかなとは思っておりますけれども、今、総務部の参事がちょっと説明をさせていただきました。議決を取っても無効であると。これが法律の逐条解説、こちらのほうで明確に書かれています。無効なことを、それを事務の中でさせていただいたとしても、それは我々、私どもといたしましては、いかがなものかと。こういったことを先ほど都市整備部長が最初は

全部上げようという考え方であったんですけれども、いろいろ慎重に調べさせていただいた結果、ここに至ったものでございます。

また、説明させていただきますけれども、決してそういう態度を何か硬直させてとか、そういうふうなものではございません。法にのっとって、きちっと手続をさせていただきたいと、こういうことから、ちょっと御説明をさせていただきましたので、どうぞ御理解賜りますようよろしくお願いいたします。

◎福井輝夫委員長

品川委員。

○品川幸久委員

今話を聞いとると、これは無効やもんでというんで、じゃあ、今度の議会のときに無効なものを議決させよという話になるのかな、そうにしか聞こえないんですけど。

◎福井輝夫委員長

総務部参事。

●中川総務部参事

ごめんなさい、すみません。そういうことではなくて、専決処分の指定の議決をいただいております。

逆に、今おっしゃられたようなことで、専決処分の範囲のものをまた議案として議決をいただくということになりますと、その専決処分の指定をいただいた、さきの議決を否定するような結果にもなりかねませんので、議会で議決いただいた事項については、執行機関としては、それに従って行政事務をさせていただくということになりますので、さきの指定いただいた議決に従って処理をさせていただくということになりますと、この5番でしたか、軽微なものについては指定のということで、専決処分の指定の議決をいただいとるということに従って、専決処分のほうにさせていただくと。

ただ、それに当たりましては、3番の一番当初のほうの受託事業契約について追認の議決をいただいた暁にはということになりますので、そういう点で御理解いただきたいと存じます。

◎福井輝夫委員長

品川委員。

○品川幸久委員

分かったような分からんような話になるんやけれど、もし今の参事の言われたようなことが正しいのであれば、やっぱり同じ日に議決をして、すぐに専決するということが果たしていいのかどうか。工事費が100億円ですよというて、そこで議決して、1分もたたへんうちに、いや、この分だけ専決させてもらいますというのは、それこそ議会としては面白くない話ですよ。

そやで過去の流れとして、もう当然議員には全部説明が行つとるわけやもんで、こういうことでありましたんでということで、それは無効であろうが何であろうが一回そこで議決をもらって、その後というほうの、あまりはっきりそのところで無効やもんでどうのこうの、それもらったら、その後の専決がしにくいというような話をしてくると、ちょっとこう、後で詳しく各委員さんに説明していただければいいと思うんですけど、ただ、今の話はちょっと違うんか分からへんけれど、定例会本会議で100億円なら100億円のものを議決しといて、その3分後に専決させていただきますという変更があったみたいな話になってくると、それこそ何か不格好な話なんで、やっぱり一応全部の流れの中で一つでやってもらってのほうがいいのかなと僕は思うんですけどね、まだいろいろ言い分もあって、僕らも分かりにくい部分がたくさんあるので、もうちょっと後で詳しく説明していただければいいのかなと思いますけど。

◎福井輝夫委員長
宿委員。

○宿典泰委員

改めてお聞きしますけれども、この今、契約というのは成立ということになつとるんですか、結局。

議決をもらってない案件というのは、契約の成立にはなつてないですよ。どうなるの、これは。

◎福井輝夫委員長
基盤整備課長。

●見並基盤整備課長

契約は成立しておるものと考えております。

○宿典泰委員

ということは、議決もしてないけれども、契約だけは進んどるということなんですか。

いや、何が言いたいかと言うたら、あなたらがもうそういう話で修正もどうのこうのということであれば、今、これ議決をせんと、これは成立がしないわけでよね、最終的には、契約自体も。もう進んで終わつとるやつもあるか分からんけれども、工事的には。でしょ。

ということは、6月議会で議決するまでは工事を止めてもらわなあかんわな。いや、議決してない案件を工事しとるなんておかしいんじゃないですか。違いますか。

あんまり言いたくなかったんやけれども、何か難しいこと言われるから。違うの。いや、どうかちょっと教えてくださいよ。総務はどうなん、ちゃんと教えてください。

◎福井輝夫委員長
総務部参事。

●中川総務部参事

御指摘いただきましたけれども、事実行為としては動いておる話ですけれども、実際に効力を有するかどうかという点においては、伊勢市側としては所定の手続は済んでないということです。評価においては無効というふうな判断が出るかというふうに今考えています。

◎福井輝夫委員長

宿委員。

○宿典泰委員

ということは、工事はどうなるわけ。こういうことをうざうざやっとしても、工事はどんどんやっていくということなんかな。おかしいわね、何か。

改めて議決をしてくれと議会へ頼んどいて、工事だけは進んでって。何か納得せんですわね。どうなるんですか。

◎福井輝夫委員長

基盤整備課長。

●見並基盤整備課長

伊勢市と三重県との委託契約につきましては、先ほど委員申し上げられたとおり、議決を得てないので効力を発揮していないという可能性がございますけれども、工事につきましては、三重県のほうが三重県のほうで予算を確保して、三重県が発注しておる工事ということになりますもので、そちらについては三重県のほうが工事を進めるということに問題はないと考えております。

ただし、伊勢市と三重県の契約については、議決を得てないということになりますので、県への受託料というのが発生しておりますので、そのあたりについて議決が必要になってくると考えております。以上でございます。

◎福井輝夫委員長

宿委員。

○宿典泰委員

ややこしい話やな。もうやめようと思ったんやけれども、実際には、だから工事は県側から発注しとるから、それはもう伊勢市側としては問題ないんやということなんやね。6月に議会やったら、それが問題ないということが証明されるということになるということなんかな、説明を聞いとると。契約自体が今問題やから、6月議会にかけると言うとなんやけれども、どうなん。

◎福井輝夫委員長

都市整備部長。

●荒木都市整備部長

契約行為については、今、課長のほうから申し上げたようなことになるのではないかなというふうに考えておりますが、だから、じゃあ、いいんやとか、当然そんなことは考えておりませんし、きちっと議会のほうに追認いただかなければいけないものでありますし、これまで怠ったことについても大変申し訳なく思っているところでございます。

先ほど総務のほうからも話ありましたけれども、改めて今の話も含めて確認を取りたいと思います。

◎福井輝夫委員長

よろしいですか。

他に御発言ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

◎福井輝夫委員長

ただいまの説明に対して御発言もないようですので、本件についてはこの程度で終わります。

【宿泊税について《報告案件》】

◎福井輝夫委員長

続いて、報告案件に入ります。「宿泊税について」、当局からの報告をお願いします。観光振興課長。

●吉居観光振興課長

それでは、「宿泊税について」御説明申し上げます。

資料の2を御覧ください。

1、「背景」についてですが、近年、全国の宿泊施設のある自治体で、観光振興や地域の魅力向上、観光地における環境整備、その他の観光の振興を図る施策に要する費用を充てることを目的としました法定外目的税である宿泊税を導入する自治体が増加しています。

伊勢市におきましても令和15年に予定されております第63回神宮式年遷宮に向け、多くの観光客などの交流人口の増加が想定され受入体制の充実など、観光客だけではなく、地域住民の満足度向上に取り組むことも重要となってきます。

また、広島県の廿日市の宮島訪問税であったり、宿泊税をはじめとする新たな法定外目的税を導入する、検討する自治体も増えてまいりました。

次に、2、「概要」ですが、宿泊税は、ホテルや旅館などの宿泊施設へ宿泊された方が御負担いただく税金となります。宿泊者がお支払いいただいた宿泊税は、宿泊事業者からその自治体に納められ、観光振興などに活用されます。

自治体により異なりますが、一定の額を御負担いただく場合や宿泊料金に定率を乗じた額を御負担いただく場合があります。また、宿泊料金が一定額を下回る場合などは非課税とする制度を設けておる場合もございます。

次に、3、「目的及び用途」ですが、全国的な人口減少や高齢化の影響によります生産年齢人口や就業人口の減少に伴う税収が減少しておる中で、さきに宿泊税を導入している自治体では、地域の観光振興や市民生活と観光との調和を図ることを目的として、観光振興のための財源として地域の魅力を向上させることを税収用途として、宿泊税を導入しております。

次に、4、「検討方法」ですが、伊勢市においての検討に当たりましては、有識者や宿泊事業者の皆さんなどに御参加いただき、仮称ではございますが、伊勢市宿泊税検討委員会を設置し、今年度7月から4回程度、この検討委員会を開催するとともに、宿泊事業者の皆様方などへアンケート調査や説明会を実施し、関係事業者の皆様に丁寧な説明を行い、御意見を頂戴し、検討していきたいと考えております。

最後に、5、「その他」としまして、令和6年6月市議会の一般会計補正予算案としまして、伊勢市宿泊税検討委員会の設置及び運営のために必要な予算を計上させていただく予定です。

以上、「宿泊税について」の説明となります。何とぞ御理解賜りますようお願いいたします。以上です。

◎福井輝夫委員長

本件は報告案件ではありますが、特に御発言がありましたらお願いします。
品川委員。

○品川幸久委員

少し教えてください。

ちょうど市長の記者会見の発表のときに、私ら視察で長野におったんですけれども、市長が声を上げたということで、多分今さらやらんとは言わないんで、やるんでしょうけれど、まず、宿泊税の検討委員会というのを立ち上げるということなんですけれど、一体どんなメンバーでやられるんでしょうか。

◎福井輝夫委員長

観光振興課長。

●吉居観光振興課長

メンバーとしましては、大体10人以下のメンバーを想定しておりまして、大学の教授を含む有識者、あと伊勢旅館組合、二見浦旅館組合、二見民宿組合、あと観光協会、商工会議所等々の関係団体から御推薦いただく、もしくは組合に未加入の宿泊施設からも出ていただきたいというふうに考えております。以上です。

◎福井輝夫委員長

品川委員。

○品川幸久委員

大学と旅館組合さんとかいうんで、今、三重県のほうでもこの宿泊税を三重県導入をしようという話もありながら、松阪のほうでは旅館組合さんが反対をされとるといようなことも多分聞いておられるとは思いますが、なぜ、僕は今なんかなという思いもあるんです。やろうと思ったら、20年前でもそういうことできたんじゃないのかなと思っています。

観光をやつとると、必ずどこかで伊勢市の場合やったら、ちょうど度会橋で車を止めてお金を取ろうかなんていうような話は、一回観光を勉強し始めると必ずそういう壁にぶち当たるんですけど、ただ、これは流れなんで、それはそれでいいとしても、僕が心配するのは、伊勢市の駐車場問題があったときに非常に長い間かんかんがくがくとやりました。商工会議所さんは、おもてなしやのに何でお金を取るんやという話もこんこんとやられたと思うんですよ。まして今三重県がやっておる、そしてこれには多分、僕は想像でしかないんですけども、三重県が全部やると三重県にお金が全部吸い上げられて、その中である程度の配分しか来ないと。それやったら、もう伊勢市は伊勢市で取ったほうが全部入っていいじゃないのというふうな感覚もあろうかと思うんですけども、ちょっと時期的に、僕はあんまりこういうこと言いたくないんですけど、鳥羽さんも志摩さんも同じように手を挙げておられるんで、様子見しとって本当は乗ったほうが、さすが伊勢はおもてなしの心で我慢したんやなというふうにも取られるような部分もあろうかなと思うので、特に慎重にやっていただきたいなと思います。

それで、一つ心配しとるのが、例えば三重県で宿泊税を取りますということになった場合、伊勢はそれの上に宿泊税を取る、二重課税みたいなことができるのかできないのか。それとも、三重県が取るといっても、うちにあんたそこには関係ありませんというのか。

僕は宿泊施設の認可のほうは県のほうやと思つとるもんで、県が取るというたら、県のほうに入っていくし、伊勢市はそれで取るというんやったら県が、幾らか知りませんよ、大体400円か500円取ったんやったら、伊勢はそれの上にもう500円乗せて、これは伊勢市の分やというて取るのかということが税法上どんなんか分かりませんので、ちょっとそこら辺は分かりやすく説明していただければありがたいかな。

◎福井輝夫委員長

観光振興課長。

●吉居観光振興課長

三重県も取り組むということになった場合の御質問でございます。

例えばさきに導入しております福岡県なんかですと、政令指定都市であります北九州市、福岡市が200円宿泊税を徴収しまして、そのうち50円を福岡県のほうへお渡しすると。福岡県の中の2市以外のところは、福岡県が宿泊税を200円徴収しまして、50円を交付金として他の福岡市、北九州市以外の市町へ交付するといったような事例もございます。

いずれにいたしましても、私どもとしまして検討会の中でそういったこともいろいろ研究してまいりたいと考えております。以上です。

◎福井輝夫委員長

品川委員。

○品川幸久委員

今、福岡市の話が出ましたけれど、あそことかは入湯税をちょっといじっとるのかな。そういうこともあって、入湯税を代わりに下げるとか、そんなこともやられとるんでしようけれど、やっぱりダブルで来るのかな。県には金を渡さなあかんし、市は市だけでというようなことにはならへんかなという思いがあるので、早く立ち上げて、もううちはやっとなで県税は取れませんよというようなことができるのか、できへんのかね。

伊勢市が、じゃあ、450円とか500円先に決めて取りました。県税がその上に150円乗っかってくるといようなことで、実際650円になりますよといのか。いや、うちはもう先にやっとなで、県のほうの税金は、県さん悪いけれど取れませんよといことになるのか。自分とこ決めといて、後から県が乗っかってきて、自分とこの分下げるといようなことは、だから全てについてちょっと慎重に分かりやすくね、後からごちゃごちゃならんように。特に今ちょっとこの間の時も見たんですが、伊勢市の宿泊料は非常に金・土上がっています。ちょっと伊勢市のホテルを調べたら、1泊1万8,000円ぐらいですよ、ビジネスホテルで。それで月曜日になると7,000円、8,000円まで下がっていくといような状況で、そのところに、いくら分らないけれど、宿泊税という名前が乗っかるといことは、よっぽど腹決めとかんと、やらへんとこのほうに逃げていく可能性もあるので、まして伊勢は、おもてなしとい、市長も大好きな何回も「おもてなしの心や、おもてなしの心や」て言うておるんで、やっぱりそこら辺のとこの兼ね合いも上手に市民の方に説明できるように、慎重かつ丁寧にやっていただきたいなど、そのように思ってますけれども、ちょっと責任のある方、御答弁願えたらよろしいかな。

◎福井輝夫委員長

産業観光部長。

●佐々木産業観光部長

いろいろ御意見ありがとうございます。

私どもも同じようなことも考えておりました、宿泊税に関しましては、検討委員会の中で、おっしゃられたように慎重にかつ丁寧に進めてまいりたいと、十分議論をしながら進めてまいりたいと考えておりますので、よろしく願いいたします。

◎福井輝夫委員長

他に御発言はありませんか。大分長くなりそうですか。大分長く……

○上村和生委員

僕は短いです。

◎福井輝夫委員長

そうですか。

○上村和生委員
端的に言います。

◎福井輝夫委員長
ほかにこのことについて質問ある方。
そしたら、上村委員。

○上村和生委員
いろいろ品川委員のほうも言われましたけれども、地域住民への満足度向上に取り組むと、大きく書いていただいておりますけれども、実際どういうことをやろうと考えとるんか教えてください。

◎福井輝夫委員長
観光振興課長。

●吉居観光振興課長
実際、まだ導入ということではございませんので、これからそのあたりも、導入するかどうかも含めまして検討会のほうで議論していただくこととなりますが、導入している自治体におきましては、オーバーツーリズム対策であったり、観光地のごみの問題、そういった地域住民の方にも付与するような取組というものも必要になってくると考えまして、こういう記載になっております。以上です。

◎福井輝夫委員長
上村委員。

○上村和生委員
いろいろ今も観光交通対策等々、渋滞対策等もやられておると思うんですけども、その辺の分も考えがあるということでもいいのでしょうか。

◎福井輝夫委員長
観光振興課長。

●吉居観光振興課長
現在のところは、まだそのあたりも未定ではございますが、今後検討会のほうで研究も検討もしていきたいと思っております。以上です。

◎福井輝夫委員長
上村委員。

○上村和生委員

今回、宿泊税ということを出したという話をされとるわけでありましてけれど、宿泊というところに、これ考えたのは何かあるんですか。

◎福井輝夫委員長

観光振興課長。

●吉居観光振興課長

伊勢市におきましては、日帰りのお客様が多い中ではございますけれども、宿泊のお客様というのは、基本的に滞在時間が長いということと市外の方が中心である、行政サービスの税金の度合いが比較的大きくなる、そういったことと課税対象を正しく把握できるなというところから、こういう検討に入りたいということで御報告させていただいております。以上です。

◎福井輝夫委員長

上村委員。

○上村和生委員

先ほど来品川委員のほうからもありましたけれども、伊勢市周辺の他市町の状況もちょっと教えてください、どういう考えをしとるのか。

◎福井輝夫委員長

観光振興課長。

●吉居観光振興課長

鳥羽市、志摩市におきましても、宿泊税を導入することを検討していくということで発表はなされております。

鳥羽市におきましては、もう当初予算のほうで費用が計上されておりました、志摩市におきましても、これからそのあたりを検討していくということで聞いております。以上です。

◎福井輝夫委員長

上村委員。

○上村和生委員

ということは、伊勢市より北の地域については、今のところ情報としてはないということよろしいのでしょうか。

◎福井輝夫委員長

観光振興課長。

●吉居観光振興課長

特に情報としては承っておりません。

◎福井輝夫委員長

上村委員。

○上村和生委員

となると、市内の宿泊者の減少、その辺の影響はどう考えてみえるのでしょうか。その辺だけちょっと最後に教えてください。

◎福井輝夫委員長

観光振興課長。

●吉居観光振興課長

品川委員のほうからも宿泊料金のことも含めてなんですけれども、さきに導入されております自治体におかれましては、導入してから宿泊者が減少したということは、今のところ聞いてはおりません。以上でございます。

◎福井輝夫委員長

よろしいですか。

○上村和生委員

ありがとうございます。

◎福井輝夫委員長

他に御発言はございませんか。よろしいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

◎福井輝夫委員長

御発言もないようですので、本件についてはこの程度で終わります。
それでは、ただいまより1時まで休憩します。

休憩 午後0時15分

再開 午後0時59分

◎福井輝夫委員長

休憩を解き、再開します。

【流域関連伊勢市公共下水道全体計画の見直しについて《報告案件》】

◎福井輝夫委員長

次に、「流域関連伊勢市公共下水道全体計画の見直しについて」、当局から報告をお願いします。

下水道建設課副参事。

●川面下水道建設課副参事

それでは、「流域関連伊勢市公共下水道全体計画の見直しについて」御報告申し上げます。

資料3の1ページを御覧ください。

1つ目、「これまでの経過」についてでございます。

下水道全体計画の見直しにつきましては、令和5年11月20日開催いただきました産業建設委員協議会の後、令和6年1月16日に上下水道事業審議会にて御審議をいただき、同年1月19日に本件については妥当と認めるとの答申をいただきました。令和6年2月からは合併処理浄化槽区域へと変更となった17の自治会、約1,872世帯へ回覧や説明会などを通じて下水道全体計画の見直しと合併処理浄化槽への転換について説明してまいりました。

これまで30件ほどの問合せや、一部自治会におきましては、下水道事業継続の要望がありましたので、引き続き丁寧に説明を行ってまいりたいと考えております。

2ページ目に答申書の写し、3ページ目に下水道全体計画見直しの結果図を添付しておりますので、後ほど御高覧いただきますようお願いいたします。

1ページ目にお戻りください。

続きまして、2つ目の「今後の予定」についてですが、今回見直した計画につきましては、令和6年度に三重県が流域別下水道整備総合計画を策定するため、今回の見直し計画を県に提出し、協議を進めてまいりたいと考えております。

以上、「流域関連伊勢市公共下水道全体計画の見直しについて」御報告申し上げます。よろしくようお願いいたします。

◎福井輝夫委員長

本件も報告案件ではありますが、特に御発言がありましたらお願いします。

宿委員。

○宿典泰委員

17自治会、1,872世帯ということを知ったんですけれども、大体この説明会に出席をされたというのは何世帯ぐらいあったんでしょうか。

◎福井輝夫委員長

下水道建設課副参事。

●川面下水道建設課副参事

先ほど委員の御質問に対して御説明申し上げます。

まず、説明に当たりましては17自治会の自治会長さんとお話をさせていただきまして、

回覧であったり、一部各戸配布、説明会等、この3種類の方法で自治会の会長さんと相談させていただきまして、どの方法で自治会のほうへ説明するかというのを協議してまいりまして、1つの自治会が説明会を選択していただきまして、1つの自治会に説明をさせていただきました。そこでの出席率というのは、ちょっと把握しておりませんが、約60人から70人程度の出席者がございまして、そちらの中で説明をしてまいりました。以上でございます。

◎福井輝夫委員長
宿委員。

○宿典泰委員

そうすると17自治会のうちの1つの自治会だけ説明会を開催したということで、あとの16自治会というのは、自治会長の判断で説明を受けたということでよろしいですか。

◎福井輝夫委員長
下水道建設課副参事。

●川面下水道建設課副参事
そのとおりでございます。

◎福井輝夫委員長
宿委員。

○宿典泰委員

そうしますと、あと16自治会の人、それと1つの自治会の出席があった方々の御意見と
いうのか、そういったことは、どのような意見があったか教えてください。

◎福井輝夫委員長
下水道建設課副参事。

●川面下水道建設課副参事

これまで見直しをするという自治会に対しましては、環境課とともに説明をしまして、
主な問合せの内容といたしましては、「なぜ見直しを行ったのか」というような質問と、
「合併処理浄化槽の補助金は幾ら出るのか」ということと、「合併処理浄化槽への切替え
はいつまでにやらなければならないのか」といった、こういった3つの質問におおむね集
約されるという形で約30件ほど問合せがございまして、説明会の中でも質問がございま
したけれども、おおむね同じような質問の内容でございました。以上でございます。

◎福井輝夫委員長
宿委員。

○宿典泰委員

そうすると、伊勢市としては、これからこの流域の見直しがあつて、先ほど言った3つの方法の中で、これから地域の人が進んでいくんだと思うんですけど、今実際には、いわゆる単独槽であつたり、浄化槽が敷設をしてないというところはまずないと思うんですけど、単独槽のところは、1,872世帯のうちどの程度あつたのか知ってみえたら教えてほしいと思うんですけど。

◎福井輝夫委員長

環境課長。

●山本環境課長

今回、下水道の見直し区域の中に、おおよそでありますけれども、単独浄化槽は世帯というより何人という表現にはなりますけれども、4,000人ほどが対象になります。見直した区域の中に単独浄化槽を使われている方が4,000人程度というふうに把握しております。以上です。

◎福井輝夫委員長

宿委員。

○宿典泰委員

世帯数じゃないんかな、人数。1軒の当たり5人おつたら5人というような表現の仕方なんですか。世帯じゃないの。

◎福井輝夫委員長

環境課長。

●山本環境課長

すみません。現在の集計の方法が何人という形になっておりますので、人表示ということでもよろしく願いいたします。

◎福井輝夫委員長

宿委員。

○宿典泰委員

それなら、逆に言って、合併処理浄化槽の設置を促していくというときの補助金の計算もできないですね。何世帯残つとって幾らやという予算化もならないと思うんですけど、そのあたりはちょっと集計の仕方を間違つとるん違うかなと思うので、もう一度精査をしていただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

◎福井輝夫委員長
環境生活部長。

●大桑環境生活部長

浄化槽に対する補助金ございますので、おっしゃられたように、予算の話もございませうので、人というんじゃなくて実数がどれくらいあるのかということについては精査をしてまいりたいと考えております。

◎福井輝夫委員長
宿委員。

○宿典泰委員

いや、これはもう最終的に環境問題ということになろうと思いますので、環境問題からして、今回見直しがあった地区をどのような形で、何年までにどうしていくかということをやらないと、なかなか伊勢市の下水道問題、特にこういう特殊な地域ということになるんですかね。そういうところについての見直しがあったということですので、なかなかきちっとした形にはならないと思うので、早く事業が推進できるように何か手法を考えておるんなら、そのあたりのことを聞かせてください。

◎福井輝夫委員長
環境生活部長。

●大桑環境生活部長

よりよい住環境のためには、やはり合併処理浄化槽への転換がどうしても必要なことだと考えております。

いつまでに完璧にやるかというのは、なかなか難しいところではございますけれども、やはり、これからも丁寧に地元への説明をしながら環境整備を進めてまいりたいと考えております。

◎福井輝夫委員長
よろしいですか。
品川委員。

○品川幸久委員

1点だけ教えていただきたいんですけど、見直しの結果の図面が出とるんですけど、分かるんは分かるんですけど、できれば今、一番でかい本管がどこへ入ってきとって、どこへ伸びとるのかというのが分かれば、もう少し、いや、ここの部分は必要やないか、ここは要らんのかなというの分かるし、この地図でいうと、万亀会館のとなんかは飛び地になってますよね。その理由は、どういう理由でそこになったかは分かりませんが、やっぱり今の細部の管までは必要ないと思うんですけども、今、伊勢市の中で

どの管をずっと推進しながら、どこから枝分かれしてこの地区へ入っていったらというのがある程度分かれば、もっと見やすく評価ができるかなと思うので、一般の人に出すのは、別にそんなのは必要ないと思いますけれど、できれば議会のほうに提出するときに、ちょっとある程度管がここまで今動いて、こっち行ってますよと。なぜこっちしないんですかというような、今の勢田川でも、何で河崎のほうが出てこうへんのやとかいろいろ話も出てくるので、ちょっとそういうのを載せていただくと分かりやすいかなと思っていますので。

◎福井輝夫委員長

下水道建設課副参事。

●川面下水道建設課副参事

御意見ありがとうございます。

次回資料を提出させていただく場合にはそういったことも載せて、分かりやすい、よりよい資料をつくらせていただきたいと思いますと考えております。

また、先ほどおっしゃってありました万亀会館のほうへのところなんですけれども、この地区は、当初県道伊勢南島線を北に管を伸ばして整備する予定でございましたけれども、藤里、そちらのほうへ管を整備すると集中処理団地、こちらを複数集めることができるようになるために、より効率的になったということで、飛び地であっても下水道の区域となったということで御報告させていただきます。

○品川幸久委員

ありがとう。

◎福井輝夫委員長

よろしいですか。

他に御発言はございませんか。よろしいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

◎福井輝夫委員長

他に御発言もないようですので、本件についてはこの程度で終わります。

【令和6年能登半島地震被災地への職員派遣について《報告案件》】

◎福井輝夫委員長

次に、「令和6年能登半島地震被災地への職員派遣について」、当局から報告をお願いします。

危機管理課副参事。

●前村危機管理課副参事

それでは、「令和6年能登半島地震被災地への職員派遣について」を説明させていただきます

きます。

資料4-1を御覧ください。

令和6年1月1日に発生した能登半島地震については、志賀町や輪島市において震度7を観測するなど大きな揺れに見舞われ、甚大な被害が発生しました。

このことから伊勢市では発災の翌日から延べ110人の職員を派遣し、支援を行いました。今回、総務省の応急対策職員派遣制度による輪島市への三重県隊の支援が5月31日をもって終了したことから、これまでの取組について御報告いたします。

1、「派遣の状況」でございますが、短期派遣職員が延べ108人、中長期派遣職員が2人となっております。

2、「被災地支援の枠組み」につきましては、令和6年2月の全員協議会で御報告いたしました枠組みから変更はございませんが、新たに(9)大規模災害時廃棄物対策中部ブロック協議会からの派遣要請が追加されていますので御確認ください。

資料4-2を御覧ください。

こちらは令和6年能登半島地震被災地への職員派遣一覧表でございます。

一覧表には活動内容、派遣先、派遣期間、派遣職員の職種を記載しておりますので、後ほど御高覧ください。

記載のとおり、様々な支援活動を行ってまいりましたので、派遣した職員の意見を聴取し、今後の防災・減災対策を実施してまいります。また、輪島市の災害対策本部には発災当初から継続して職員を派遣しており、随時課題などの報告を受けてきたところです。

今回で支援が終了することから、派遣により得た課題などを検証し、南海トラフ地震の対策として今後必要な取組を取りまとめ報告させていただきたいと考えています。

御報告の時期や方法につきましては、今後御相談させていただきたいと考えています。

以上、「令和6年能登半島地震被災地への職員派遣について」御報告いたしました。よろしく御報告いたします。

◎福井輝夫委員長

本件も報告案件であります。特に御発言がありましたらお願いします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

◎福井輝夫委員長

いいですか。発言もないようですので、本件についてはこの程度で終わります。

以上で本日御協議願います案件は終わりましたので、これをもちまして産業建設委員協議会を閉会いたします。

閉会 午後1時14分